

第 2 次 阿賀町行政改革大綱



平成23年4月

目 次

1. はじめに	3
2. これまでの取り組み	4
3. 社会経済情勢の変化等への対応	4
(1)地方分権改革	4
(2)住民ニーズへの対応	5
(3)阿賀町の対応	5
4. 財政運営について	5
(1)本町における財政状況	5
(2)今後の財政見通し	7
5. 第2次行政改革の方針	8
(1)計画期間	8
(2)行政改革の推進体制	8
(3)行政改革への取組み事項	9
※用語解説	11

1 はじめに

我が国の経済は、先進国の中で突出した財政赤字に加え、百年に一度とも言われる世界的な経済危機に陥るなど、世界経済は依然として厳しい状況下にあります。

外需に大きく依存する我が国経済は、急激な円高による大きな影響を受け、今後も厳しい経済状況が続くものと予測され、更に雇用問題も深刻化しています。

この影響は都市圏のみならず地方においても顕在化しており、本町も例外ではありません。

また、平成21年8月の国政選挙において政権交代がおり、民主党政権による政治が幕を開けました。新政権下においては「地方主権の確立」が強化されており、国から地方への権限等の移譲の更なる進展が期待されますが、反面権限等の移譲先となる地方、とりわけ基礎自治体における弾力的な行財政運営が今まで以上に求められることとなります。

本町は平成17年4月1日に究極の行政改革である町村合併により誕生し、阿賀町総合計画に基づく町づくりが進められ、現在は平成22年4月に策定された後期計画に基づき町づくりが推進されているところで

す。一方、本町における行政改革は平成18年3月に策定された「阿賀町行政改革大綱」に基づく、「阿賀町集中改革プラン」、「阿賀町財政運営適正化プラン」により、その取組みが進められています。

しかし、本町を取り巻く情勢は、依然進行する少子高齢化、医療や福祉等社会保障制度に対する需要の増大、循環型社会の構築や環境問題への対応等、合併後積極的にその取組みを推進してきたにも関わらず、まだまだ課題は山積であり大変厳しい状況となっています。

また、国・地方併せて800兆円を超える債務残高を抱える今、本町においても更なる行政改革に取り組む必要があり、次の世代に負担を先送りすることなく、町民の要望に応えるべく、今後の行政改革につきましても、引き続き財政基盤の強化、簡素で効率的な行財政体制の確立を図り、本町の基本理念とする「豊かな自然、かがやく文化、みんなで築く安心のまち」を目標に、町民と行政が一体となって、歩みを止めることなく行政改革を推進していくことが必要であります。

第2次行政改革大綱は、第1次大綱の骨子を継承しつつ、更に取り組みを強化し、持続可能な財政体質への改善を図り住民生活の質の向上とともに、本町の特色を活かしたまちづくりを目指します。

2 これまでの取組み

平成18年3月に策定された阿賀町行政改革大綱に基づく、阿賀町集中改革プラン、阿賀町財政運営適正化プランにより、これまで以下の体系に基づき取組みを進めてきました。

○集中改革プランでは、

- (1) 事務事業の再編・整理等
- (2) 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用)
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 各種手当等の総点検及び給与の適正化
- (5) 経常経費、補助金、交付金、委託料等の節減、財政効果の数値化
- (6) 第3セクター・各種特別会計に対する的確な対応と措置

○財政運営適正化プランでは、

歳入面における取組みとして

- (1) 町税収入の確保
- (2) 受益者負担の適正化及び収入確保
- (3) 町有財産の適正管理及び処分
- (4) 新たな収入源の開拓と導入

歳出面における取組みとして

- (1) 人件費の抑制
- (2) 投資的経費の見直し・抑制
- (3) 事務・事業の見直し
- (4) 補助金等の見直し・抑制
- (5) 内部管理経費の見直し・削減
- (6) 類似施設の統廃合、老朽化施設の利用停止
- (7) 公営企業繰出金の見直し
- (8) 公債費負担の適正化と抑制

3 社会経済情勢の変化等への対応

(1) 地方分権改革

国における地方分権改革の動きについては、地方分権改革推進委員会が首相に提出した勧告を踏まえた施策の実施に向け、平成21年に首相を議長とする「地域主権戦略会議」が設置されました。

この会議の基本的な考え方は「地域主権の確立」であり、住民に一番身近な自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改め、地域主権を樹立するとしています。

町へは、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能な全ての事務事業の権限と財源が、国及び県から大幅な移譲が今後進むこととなります。

これらのことから、権限委譲に並行する形で、町の自主性や多様性を尊重しながら、能力の拡大を目指すことが必要とされています。

(2) 住民ニーズへの対応

住民のニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、国が法律や政省令によって自治体を縛り付けている実態を改め、法律や政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては法律や政省令の規定を見直し、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を法律や政省令に設ける方向とされています。

これにより、地域住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決定できるようになることから、町の役割とその責任は非常に重要なものとなりますので、町民意見の迅速かつ的確な政策反映が可能な行政運営を進めることが不可欠となってきます。

(3) 阿賀町の対応

行政改革大綱では、「地方分権時代に求められるきめ細かく魅力的で個性豊かな町づくりを進めていくためには、自己決定・自己責任の下、今まで以上に町民と行政とが協働して町づくりを進めていくことが特に重要」と提唱されています。

また、「合併時の協議・合意事項を踏まえながら、町長のリーダーシップのもとに、危機意識と改革意欲を町長と職員が共有して取り組む」としています。

以上のことから、引き続き行政改革大綱の骨子である以下の主要項目を推進しながら改革を進めてまいります。

なお、住民の代表からなる「行政改革推進委員会」については、現在未設置であることから、今後、実施状況の報告や町民視点での必要な助言を得るためにも設置を検討することとし、これを公表することとします。

- ① 行政の担うべき役割の重点化
- ② 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- ③ 定員管理及び給与の適正化
- ④ 人材育成の推進
- ⑤ 公正の確保と透明性の向上
- ⑥ 電子自治体の推進
- ⑦ 自主性・自立性の高い財政運営の確保

4 財政運営について

(1) 本町における財政状況

本町の財政力指数は、表1のとおり0.2ポイント前半で推移しています。財政力指数は、町の運営に必要とされる経常一般財源のうち、どの程度の税収入等（町税のほか地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等を含む。）があるかを数値化したもので、本町の自主財源は約2割となっており、残りの約8割を地方交付税に依存していることを示しています。その交付税は、国の三位一体の改革の中で大きく削減さ

れてきましたが、平成 20 年度以降、世界同時不況等に伴う景気低迷による地方税収の落ち込みと先の三位一体改革による地方財政の疲弊から、国は一転して交付税を増額してきています。これにより町税が減収となっているものの、悪化の一途を辿っていた「経常収支比率」、「実質公債費比率」といった町の財政的指数も改善されてきています。

また、町の借金にあたる地方債残高は、情報ネットワーク整備、町立小中学校の耐震大規模改修、新斎場の整備等の大規模な施設整備や合併振興基金の造成等により、平成 21 年度末現在で 251 億 4,600 万円（水道、下水道を除く。）と過去最高に膨らんでいますが、これは平成 21 年度がピークであり、平成 22 年度以降は減少化に進む見込みとなっています。（表 2）

一方、町の貯金にあたる基金は、一般財源としての性格を有する「財政調整基金」及び「減債基金」の平成 21 年度末残高は、合わせて 5 億 4,600 万円と合併時の 8 億 9,800 万円から大きく減らしてきており、その復元が課題の一つとなっています。（表 3）

表 1 ◇財政力指数の推移

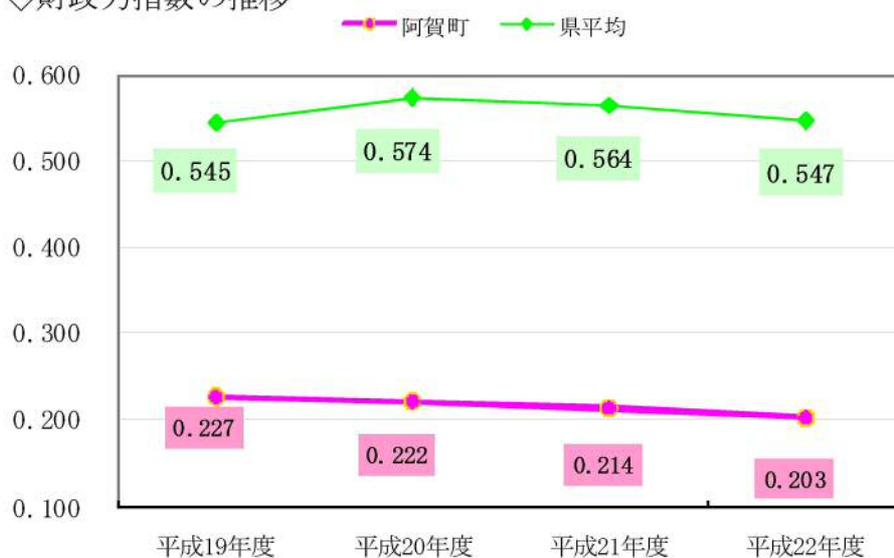
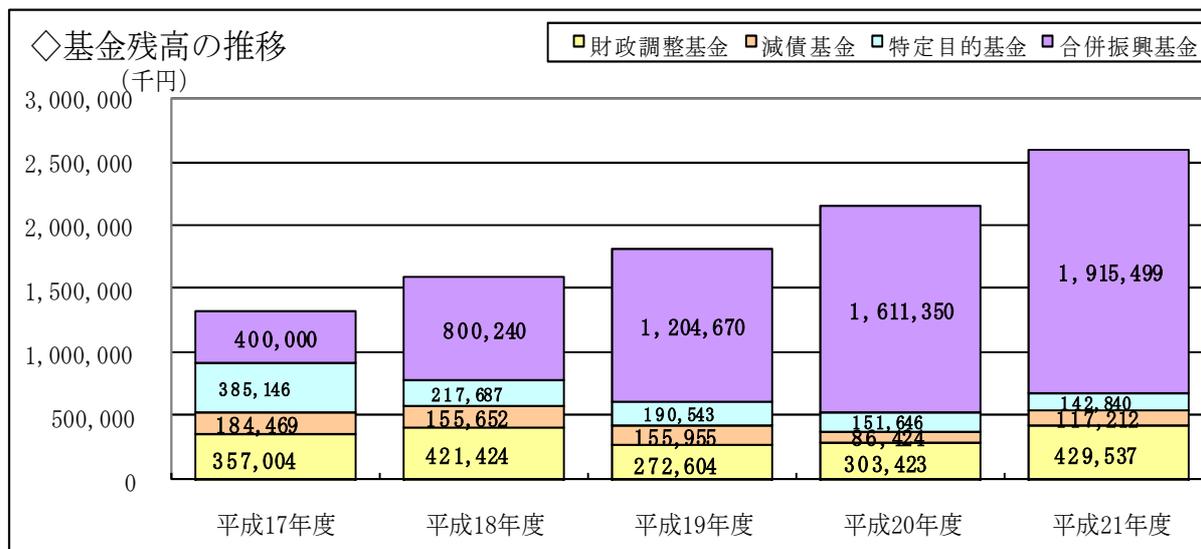


表 2 ◇地方債残高の推移
(億円)



表 3



(2) 今後の財政見通し

歳入では、少子高齢化の急速な進行や若年層の流出等による生産労働人口の減少等から、町税は大幅な景気の回復や優良企業の誘致等社会経済環境の改善が図られない限り増収は見込まれない状況にあります。また、町の基幹財源である地方交付税は、増額傾向にあるものの平成 22 年度において国勢調査が実施され、人口の減少による影響が懸念されるとともに国の厳しい財政事情を考慮すると、その動向を注視する必要があります。焦点は、合併による特例期間を経過する平成 27 年度以降の財政運営にあります。普通交付税は、合併後 10 年を経過すると 5 年間の段階的経過措置を経て、合併前の町村ごとに算定した合算額から阿賀町としての一本算定額となり、平成 22 年度を基準として単純計算すると、平成 32 年度においては約 15 億円削減されることとなります。(表 4)

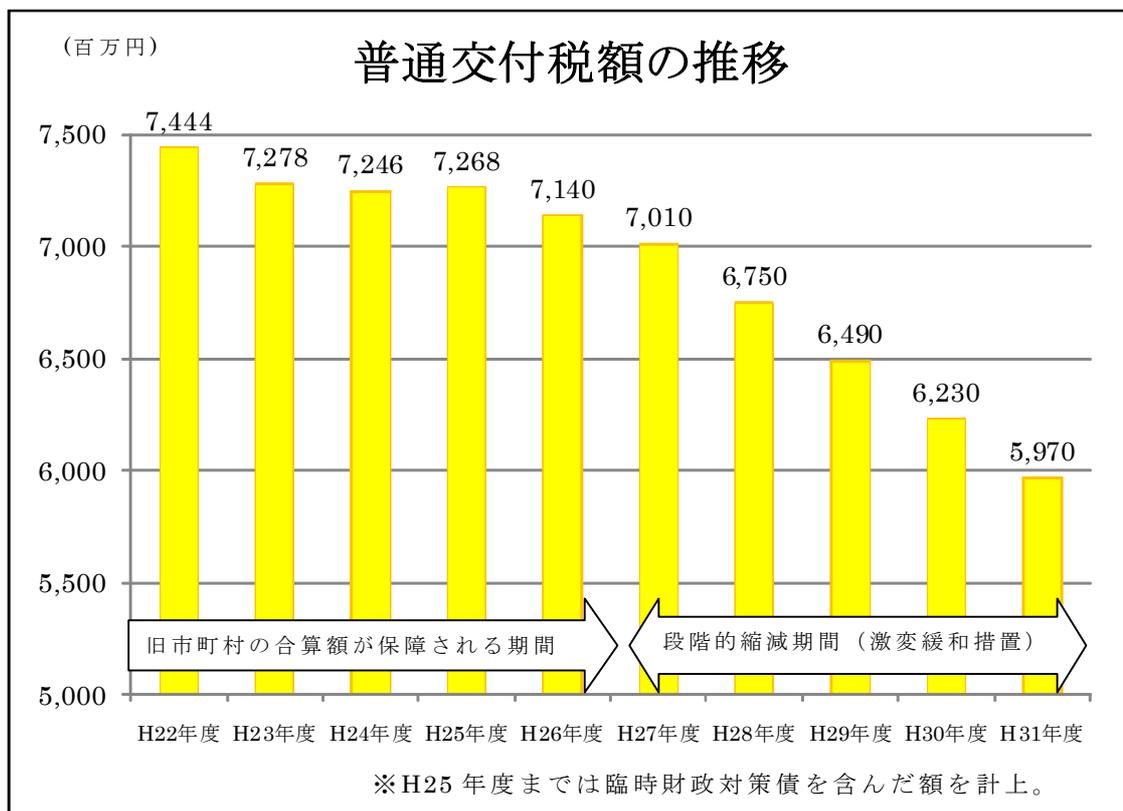
これに加え、施設整備等の財源である合併特例債の発行も平成 26 年度までとなっており、過疎対策事業債では補えない重要な財源を失うこととなります。

一方歳出においては、定員適正化計画及び行政改革プランの推進等による職員数の削減から、人件費は年々減少してきています。また、借金の返済である公債費も、第一のピークである平成 20 年度を越え、繰上償還の実施や国の地域活性化対策に係る各種交付金等による地方債の新規発行額の抑制により、負担は徐々に軽減されていくものと見込んでいますが、依然として、公債費負担比率は高い状況にあることから、引き続き適正な地方債管理をしていく必要があります。さらに、特別会計に対する赤字補てんの繰り出しが大きな負担となっていることから、特別

会計の経営体質の改善が急務となっています。

こういった状況から、5年後、10年後の本町を見据えた財政運営を行っていく必要があります。そのためには、職員一人ひとりがしっかりとした自覚を持ち一丸となって財政健全化に取り組んでいかなければなりません。

表 4



5 第2次行政改革の方針

(1) 計画期間

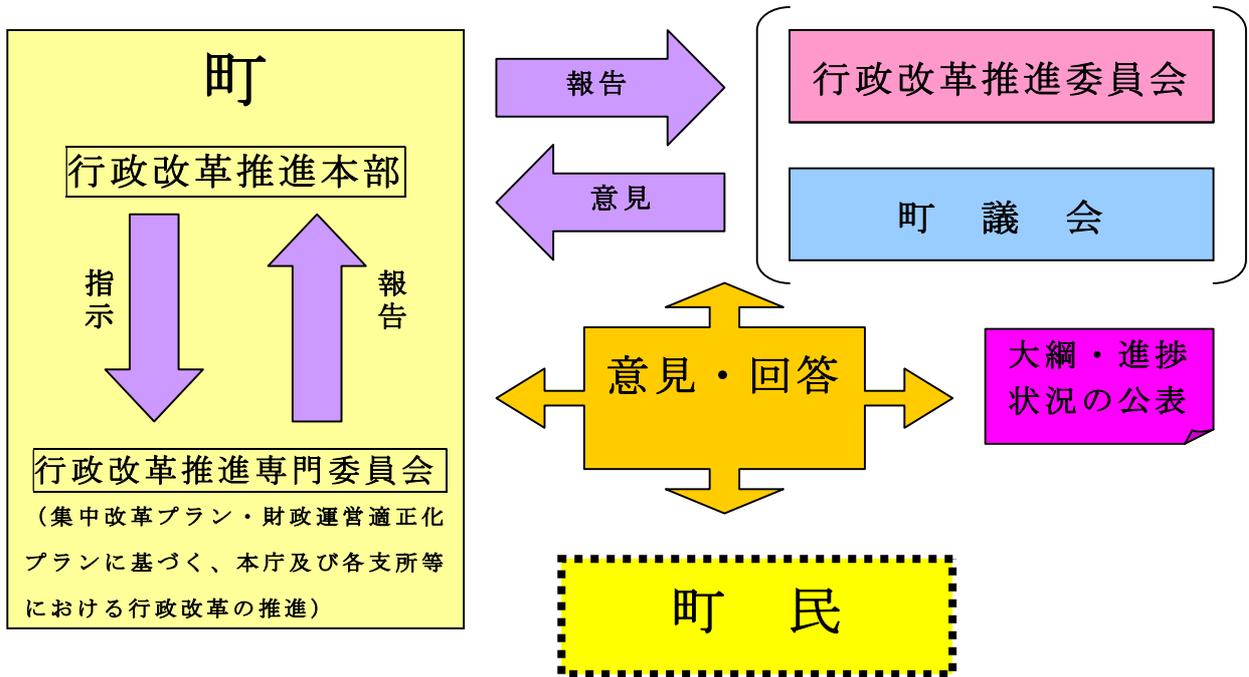
本計画の期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。なお、社会情勢の変化に応じて随時見直すものとします。

(2) 行政改革の推進体制

推進体制については、引き続き以下の体制とします。

- ①町長を本部長とする「阿賀町行政改革推進本部」において、行財政全般にわたる改革を推進します。
- ②行政改革推進のための調査・検討を行う「行政改革推進専門委員会」において、取組強化のための提言を取りまとめます。
- ③住民の代表からなる「阿賀町行政改革推進委員会」において、行政改革への取り組みの進捗状況についてチェック・評価を受けるとともに、更なる改善・合理化に向けた提言を求めることとします。

行政改革大綱の推進体制イメージ



(3) 行政改革への取組み事項

行政改革への取組み事項については、引き続き「集中改革プラン」・「財政運営適正化プラン」により取り組むこととし、可能な限り目標の数値化を行うことともに、具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとします。

① 組織・機構の合理化

社会情勢の変化などにより多様化・高度化する行政課題を的確に把握し、町民ニーズに適切かつ柔軟に対応できる効果的な組織・機構の構築を図ります。また、合理的で適正な定員管理の推進及び給与水準等の適正化に努めることによる、簡素で効率的な行政体制の確立を進めます。

② 窓口サービス等の向上

本庁・支所における窓口対応については、ワンストップ行政サービスを更に充実させ、町民の複数手続きの簡素化を推進するとともに利便性の向上を図ります。

③ 公共施設の適正管理と運営等の効率化

公共施設再評価委員会報告に基づく、公共施設の管理運営については、更にその検討を進め、効率的かつ安定的な体制の確立に努めます。

④ 民間委託等の推進

民間委託等の推進については、引き続き各事業において更に精査

し、効率的・効果的な行政と民間の役割分担を調査・研究するとともに、指定管理者制度を活用してのPFI手法についても積極的にその導入を推進します。

⑤ 定員管理及び人件費等経常経費の削減

合併直後は417人いた職員が、平成22年度には358名まで減少しました。今後も、職員数の適正化を図るとともに、給与についても地方公務員法の規定や国家公務員の給与に準拠し適正な給与水準の維持に努めるものとします。

また、退職不補充等による職員給与費の抑制を行うとともに、財政事情によっては給与制度の見直しも検討していくものとします。

⑥ 事務事業の見直し

引き続き、事務事業の見直しにより行政サービスの効率化を図っていくものとします。また、公債費については、平成26年度までの町債繰上償還計画を確実に実行し、将来負担を軽減していきます。

⑦ 特別会計及び第三セクター等の経営健全化

町が単独で支出している補助金や負担金等については、自立性を促し、企業理念に基づく経営の改善を図るよう強く指導したうえで、状況いかんによっては、廃止、時限措置等の見直しを行い、第三セクターについては、外部専門家等で構成される「経営検討委員会」の設置により経営状況を把握し、存廃を含めた今後の運営を検討していくものとします。また、水道事業（簡易水道事業を含む。）、下水道事業の公営企業会計については、使用料の統一を早期に図るとともに、さらなる歳出削減を行い経営の改善に努めていくものとします。

⑧ 自主財源の確保

公平性を堅持するため町税等の徴収対策をさらに強化するとともに、差し押さえ物件の公売を実行し滞納額の圧縮を図るものとします。各種使用料及び手数料等についても受益者負担の原則から見直しを行い、無料となっているものも実情に応じて有料化を検討し財源の確保に努めます。また、利活用の見込めない町有財産については、引き続き売却等の処分を進め、維持管理費の削減と収入確保を図るものとします。

◎用語解説

- 協働** 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。地方自治では、「まちづくり」に関して、自立した市民と行政が対等な関係に立ち、それぞれが知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を公平に分担して、協力し合い、ともに働くことを意味します。
- 指定管理者制度** 自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設(「公の施設」)の管理を民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。平成15年9月の地方自治法の改正により創設され、施設管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を目的とした制度です。
- 経常一般財源** 地方税、地方交付税、地方譲与税を中心として、用途が特定されていない財源であり、毎年度連続して経常的に収入があるものをいいます。
- 経常収支比率** 人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど財政にゆとりがあり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。
- 実質公債費比率** 実質的な公債費(地方債を返済する際の元金と利子)が財政に及ぼす負担を表す指標です。18%以上となると地方債の発行にあたり県知事の許可を受けなければならず、25%以上となると地方債の発行が制限されることとなります。
- 公債費負担比率** 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合であり、財政運営の弾力性を判断する指標をいいます。
- ワンストップ**
- 行政サービス** 行政上の一連の手続きを1回の手続きで、あるいは1箇所の窓口で完了させることができるような行政サービスのことで、利用者の手間や利便性を大幅に改善するのが目的です。
- P F I 手法** 民間の資金やノウハウを活用して、公共施設や公共サービスを提供するための手法で平成12年9月から「P F I 推進法」(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が施行されました。第3セクター方式の問題点である官民のもたれあいをなくし、建設から運営までを民間企業に任せ、事前にリスク分担を決めることにより官民の役割分担を明確にします。